

塚本さんは事故に遭うまでは障がいのことなど何も気にしない人生を送っていました。事故は、ゴルフ場のキャディとして働いていたとき。仕事の経験も積み始めた34歳の時、コースを回っている途中で雷が塚本さんの近くの木に落ちました。雷は地面を伝い、塚本さんの体に流れたのです。幸いにも命は助かりましたが、どの代償もとても大きなものでした。

「事故が起きたときの記憶はほとんどありません。意識が戻るまでは暗い海の底にいるような感覚で、誰かが私を呼び掛ける声が聞こえて意識が戻りました」と意識が戻ったのは事故から約1カ月半経っていました。意識が戻っても思うように言葉が話すことや歩くことができません。視覚は全体がぼやけ、今までできていたことが何もできなくなると毎日泣いていたと話します。「視力を戻す手術をしましたが、見え方は変わらず、人も輪郭がぼんやりと分かるくらいでお見舞いに来ても誰か分からないので、声と前の記憶で判断していました」。

肢体不自由

事故が原因で、上肢・下肢機能障がい、視覚障がいとなった塚本さんの家族の絆を聞きました。

見えた目標―それは家族

突然の事故は塚本さんの人生を大きく変えてしまいました。少しでも前に戻ることができないかとリハビリが始まります。「先生に『私の体はどれくらい動かせようになりますか』と聞いたのですが、はっきりと返ってくれませんでした。ただ、ただけリハビリをしても元に戻らないかもしれない。何のために頑張れば良いのか。塚本さんは目標が見えなくなった当時の絶望感を教えてくれました。それでも塚本さんはリハビリを続けます。たとえ目標が見えなくても頑張り続けました。「あ、努力は人を裏切りません」。

る日、小学4年生の息子がニコニコして『お母さん、ぼくの運動会に来て』と言ってくれたんです。それを言われたとき、2人の娘と息子の成長をそばで見守りたいと強く思いました。見えない目標が見えた瞬間でした。転院先の先生たちが自信を付けてくれたこともあり、約3年間のリハビリ生活を乗り越え退院することができました。

家での生活と家族の支援

在宅での生活は、トイレや浴室をリフォームやいろんな課題が見えてきました。「一人ではできないので家族に手伝ってもらっていますが、最初は申し訳ない気持ちがいっぱいでした。特に夜中は起きてもらわないといけないので心苦しかったです。それでも私は支援がないと生きていけません。人の支援で生きていますので本当に感謝しています」と家族だから負担をか



自宅をリフォームしてリフト付きのお風呂で入浴も負担なく可能になりました

けたくない気持ちは誰でも同じでしょう。だから塚本さんは、いつでも感謝を忘れません。

念願の家族旅行と絵を描くこと

外食するときは、車椅子で利用できるか通路やトイレを確認しています。やはり行ける店は少なく、行動は限定されます。行動は制限されますが、先日の長年の夢だった京都に家族旅行に行ったそうです。「旅行に行くことができたのは本当にうれしかったですね。またいろんなところに行きたいです」と目を細めました。最近では、拡大読書器を使い絵を描くことも趣味の一つだそうです。

あの事故から18年、本当にいろんなことがありましたが、努力や支援、そして家族の愛情があったからこそ、今があるのでしよう。塚本さんの笑顔や涙から家族の絆が想像できました。



家族がいたから
つらいことも
頑張れた。

絵を描くことが趣味だという塚本さんは「視覚障害者用拡大読書器」を使っています。見たいものを拡大できるので細かい線も書くことができるそう。今は知人のためにクリスマスカードを作成中とのこと

つかもと ゆ み こ
塚本由美子さん



地域の相談支援の拠点として障がいのある人や家族からの相談を受けています。福祉サービスの助言や就労、ひきこもり、不登校、権利擁護・虐待など、障がいがあることで困っている、悩んでいることを相談員がお聞きします。その内容を総合的・専門的に判断して、適切なアドバイスや支援をご紹介します。誰でも相談することができます。



聴覚障がいなどがあり、役場の手続きなどで意思疎通にお困りの場合は「手話通訳者設置日」をご活用ください。通訳者がいますので、一緒に手続きを進めることができます。もちろん相談もできます。

あなたの相談や悩みを総合的に支援
障がい者基幹相談支援センター

大津のサービス①

毎月第2第4火曜日は
手話通訳者設置

大津のサービス②

補装具と日常生活用具

障がいを補うための「補装具」や日常生活の利便を図るための「日常生活用具」があります。家入さんは「視覚障害者用のポータブルレコーダー」で声の広報おおづを聞き、「視覚障害者安全つえ」で外出していました。塚本さんは「視覚障害者用拡大読書器」を使い、絵を描いていました。用具の活用次第で、障がいのある人の生活はもっと豊かになります。用具はさまざまなものがありますのでお問い合わせください。 役場福祉課 ☎096 (293) 3510



視覚障害者用ポータブルレコーダー

要件：
視覚障害者2級以上で原則、学齢以上の人



視覚障害者用拡大読書器

要件：
視覚に障がいがある人で、原則学齢以上の人



視覚障害者安全つえ

主な要件：
視覚障がいがある人